

平成 28 年 6 月 21 日
港 湾 局**「港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び
「港湾法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定**

「港湾法の一部を改正する法律」の施行期日を平成 28 年 7 月 1 日とする「港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び、①無利子貸付制度の対象となる旅客施設の用途及び当該旅客施設に附帯して無利子貸付制度の対象となる港湾施設を定めるとともに、②瀬戸内海において緊急確保航路の区域の指定等を行うための「港湾法施行令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

I. 背景

第 190 回国会において、無利子貸付制度の対象となる港湾施設への一定の旅客施設等の追加、港湾協力団体の指定制度の創設等を内容とする「港湾法の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 45 号。以下「改正法」という。）が成立し、平成 28 年 5 月 20 日に公布されました。このため、改正法の施行期日を定めるとともに、港湾法施行令（昭和 26 年政令第 4 号）の一部を改正します。

また、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（平成 27 年 3 月 30 日 中央防災会議幹事会決定）」において、瀬戸内海における港湾が南海トラフ地震時の海上輸送拠点として指定されたこと等を踏まえ、災害時において緊急輸送の用に供する船舶の交通を確保するため、瀬戸内海において緊急確保航路の区域を指定する必要があることから、港湾法施行令の一部を改正します。

II. 概要**(1) 港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**

改正法の施行期日を平成 28 年 7 月 1 日とします。

(2) 港湾法施行令の一部を改正する政令

- ①無利子貸付制度の対象となる旅客施設の用途を、本邦と本邦以外の地域の港との間の航路に就航する船舶に係る旅客の利用とします。
- ②当該旅客施設に附帯して無利子貸付制度の対象となる港湾施設を、当該旅客施設の機能を確保するための駐車場等及び当該旅客施設の周辺を整備するための緑地等とします。
- ③港湾協力団体に対し、その業務の実施に必要な情報の提供等を地方整備局長等も行うことができることとします。
- ④港湾法施行令別表第五を改正し、南海トラフ地震等の非常災害時における船舶の交通を確保するため、瀬戸内海において緊急確保航路の区域を指定します。

III. スケジュール

閣 議：平成 28 年 6 月 21 日（火）

公 布：平成 28 年 6 月 24 日（金）

施 行：平成 28 年 7 月 1 日（金）

【問い合わせ先】

港湾局総務課 青山

電話：03-5253-8111（内線：46-122）

直通：03-5253-8662

港湾局海岸・防災課 菊地、藤田

電話：03-5253-8111（内線：46-752、46-764）

直通：03-5253-8689